2　主任統括検査官は、命を受けて、次に掲げる事務に従事する（第九条において同じ。）。
一　検査の実施に係る重要事項についての企画及び立案に関すること。
二　検査を実施し、並びに統括検査官、特別検査官、主任専門検査官、専門検査官及び金融証券検査官の行う事務を整理すること。
3　統括検査官は、命を受けて、検査を実施し、並びに特別検査官、主任専門検査官、専門検査官及び金融証券検査官の行う事務を整理する（第九条において同じ。）。
4　特別検査官は、命を受けて、検査を実施し、並びに主任専門検査官、専門検査官及び金融証券検査官の行う事務を整理する（第九条において同じ。）。
5　主任専門検査官は、命を受けて、高度な専門的知識を必要とする検査を実施し、並びに専門検査官及び金融証券検査官の行う事務を整理する（第九条において同じ。）。
6　専門検査官は、命を受けて、高度な専門的知識を必要とする検査を実施する（第九条において同じ。）。
7　金融証券検査官は、命を受けて、検査を実施する（第九条において同じ。）。
8　第二項から前項までの「検査」とは、金融庁が行う検査のうち、企画市場局企業開示課並びに証券取引等監視委員会及び公認会計士・監査審査会が行う検査を除いたものをいう。

第二節　企画市場局

（フィンテック室等及び信用法制企画調整官等）

第六条　総務課に、フィンテック室、信用機構企画室、保険企画室及び調査室並びに信用法制企画調整官一人及び保険企画専門官一人を置く。

2　フィンテック室は、総務課の所掌事務のうち金融庁の所掌に係る情報通信技術の進展等に対応するための制度の企画及び立案その他の施策に関する事務をつかさどる。

3　フィンテック室に、室長を置く。

4　信用機構企画室は、総務課の所掌事務のうち預金保険及び農水産業協同組合貯金保険に関する制度の企画及び立案に関する事務をつかさどる。

5　［略］

6　保険企画室は、総務課の所掌事務のうち次に掲げる事務をつかさどる。

［一～三　略］

7　［略］

8　調査室は、総務課の所掌事務のうち次に掲げる事務をつかさどる。
一　内外における金融制度及びその運営に関する調査に関すること。
二　内外における経済金融情勢に関する調査に関すること。
三　金融庁の所掌事務に関する統計の作成及び資料の収集に関すること。

9　調査室に、室長を置く。

［節名を付する。］

（調査室等及び信用法制企画調整官等）

第四条　企画課に、調査室、信用機構企画室及び保険企画室並びに信用法制企画調整官一人及び保険企画専門官一人を置く。

2　調査室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　内外における金融制度及びその運営に関する調査に関すること。
二　内外における経済金融情勢に関する調査に関すること。
三　金融庁の所掌事務に関する統計の作成及び資料の収集に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

3　調査室に、室長を置く。

4　信用機構企画室は、預金保険及び農水産業協同組合貯金保険に関する制度の企画及び立案に関する事務をつかさどる。

5　［同上］

6　保険企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～三　同上］

7　［同上］

［項を加える。］

［項を加える。］